

# リハビリセンターしんめい運営規程

## (事業の目的)

第1条 有限会社あいむケアサービス開設するリハビリセンターしんめい（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護および介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業（以下「指定通所介護等」という。）の各事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員および介護職員（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態または要支援状態にある高齢者または第1号通所事業にあつては事業対象者に対し、適正な指定通所介護等のサービスを提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 指定通所介護等の提供にあつては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持または向上を目指し、必要な日常生活上の世話および機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消および心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図る。

2 第1号通所事業のサービスの提供にあつては、事業所の生活相談員等は、要支援者、事業対象者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援および機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者にし、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

5 指定通所介護等の提供にあつては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

名称	リハビリセンターしんめい
所在地	東京都日野市神明 3-7-19

## (職員の職種、員数および職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数および職務の内容は次のとおりとする。

管理者	1名（同一敷地内事業所管理者と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理および業務の管理を一元的に行う。	
従業者	

生活相談員	1名以上	} うち常勤1名以上
介護職員	1名以上	
機能訓練指導員	1名以上	

従業者は、指定通所介護等のサービスの提供に当たる。

生活相談員は、指定通所介護等の利用申込にかかる調整、通所サービス計画又は介護予防サービス計画書または介護予防ケアマネジメント計画書（以下「通所サービス計画等」という。）の作成等を行う。また、利用者に対し日常生活上の介護その他必要な業務の提供にあたる。

従業者は利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。

その他 事務職員	1名
----------	----

## (営業日および営業時間)

第5条 事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

営業日	月曜日から金曜日（1単位）
	ただし、12月31日から1月3日までを除く。
営業時間	8時30分から17時00分
サービス提供時間	9時15分から16時30分

(事業の実施における利用定員)

第6条 指定通所介護等のサービスの利用定員は次の通りとする。

10名

(事業の内容および利用料等)

第7条 指定通所介護等のサービスの実施内容は次のとおりとし、各事業によるサービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額または第1号通所事業にあっては、日野市が定める額とし、法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。

食事の提供  
入浴(一般浴)  
日常生活動作の機能訓練  
健康チェック  
送迎

- 2 指定通所介護等を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該指定通所介護等が法定代理受領サービスである時は、その額の1割、2割又は3割とする。
- 3 第9条の通常の事業実施地域を越えて行う送迎の交通費、指定通所介護等に通常要する時間を越えて指定通所介護等を提供する場合の利用料、アクティビティサービスにかかる諸経費については、別紙に掲げる費用を徴収する。
- 4 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得る。
- 5 指定通所介護等の利用者は、当センターの定める期日に、別途契約書で指定する方法により納入することとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 生活相談員等は、事業を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない

- 2 サービスを実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域

日野市・八王子市・立川市とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けて貰うよう指示を行う

- 2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

気分が悪くなったときはすみやかに申し出ること。

共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用すること。

時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合があること。

利用者が機能訓練室等を利用する場合は、職員立会いのもとで使用すること。また、体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し安全指導を図る。

(非常災害対策)

第11条 1 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、救出その他必要な訓練を行うものとする。

防火責任者	管理者	避難訓練	年2回
-------	-----	------	-----

防災訓練	年2回	通報訓練	年1回
------	-----	------	-----

- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(衛生管理及び従事者等の健康管理等)

第12条 1 通所介護等に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
  - 一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - 二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - 三 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 通所介護従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

（サービス利用にあたっての留意事項）

- 第13条 1 利用者が機能訓練室等を利用する場合は、職員立会いのもとで使用すること。また、体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し安全指導を図る。

（相談・苦情・ハラスメント対応）

- 第14条 1 事業所は、利用者又はその家族からの相談、苦情・ハラスメント等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
- 2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

（事故処理）

- 第15条 1 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。
- 3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（虐待防止に関する事項）

- 第16条 1 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずる。虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- 2 虐待防止のための指針の整備
  - 3 虐待を防止するための定期的な研修の実施
  - 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

（業務継続計画の策定等）

- 第17条 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（地域との連携等）

- 第18条 1 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。
- 2 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護等を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護等の提供を行うよう努めるものとする。

（その他運営についての重要事項）

- 第19条 1 事業所は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。ま

た、従業員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- 一 採用時研修 採用後2か月以内
- 二 継続研修 年1回以上
- 三 虐待防止に関する研修 年1回
- 四 権利擁護に関する研修 年1回
- 五 認知症ケアに関する研修 年1回
- 六 介護予防に関する研修 年1回
- 七 感染症に関する研修 年1回

2 事業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。また、従事者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を雇用契約書に明記する。

3 事業所は、適切な指定通所介護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

4 事業所は、指定通所介護等に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

5 この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、有限会社あいむケアサービスと事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

## 第20条（指定通所介護等の利用料等）

別紙料金表にて参照

### 附 則

- 平成24年 4月 2日から施行する。（人員変更）
- 平成24年10月 1日から施行する。（人員変更）
- 平成25年 6月 1日から施行する。（人員変更）
- 平成26年 2月 1日から施行する。（人員変更）
- 平成26年 4月 1日から施行する。（事務所移転・実施地域変更・定員変更）
- 平成26年 4月12日から施行する。（人員変更）
- 平成26年 5月25日から施行する。（管理者変更・人員変更）
- 平成26年10月 1日から施行する。（人員変更・加算変更）
- 平成26年11月 1日から施行する。（サービス提供時間・定員・配置・職種・人員変更）
- 平成27年 2月 1日から施行する。（単位変更）
- 平成27年 4月 1日から施行する。（人員変更・別紙料金表、変更）
- 平成27年 8月 1日から施行する。（料金表変更）
- 平成28年 1月 4日から施行する。（面積・定員・職種変更 事業所間の連携）
- 平成28年 3月 1日から施行する。（定員変更）
- 平成28年 4月 1日から施行する。（介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業追記）
- 平成30年 4月 1日から施行する。（料金更）
- 平成30年 6月 1日から施行する。（生活相談員・単位数）
- 平成30年 8月 1日から施行する。（別紙料金表）
- 平成30年11月 1日から施行する。（営業日・実施地域・レイアウト）
- 平成31年 4月 1日から施行する。（訪問看護事業所との連携）
- 令和 元年 6月 1日から施行する。（料金表）
- 令和 元年10月 1日から施行する。（料金表）
- 令和 2年 4月 1日から施行する。（定員の変更）
- 令和 3年 4月 1日から施行する。（料金表）
- 令和 5年 4月 1日から施行する。（運営の方針追記）（サービス提供時間帯変更）  
（非常災害対策追記）（衛生管理追記）  
（相談にハラスメント追記）（16条から18条追加）
- 令和 6年 1月 4日から施行する。（営業時間変更）（サービス提供時間変更）
- 令和 8年 2月 1日から施行する。（事業の内容および利用料等）（営業日および営業時間）